

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第18号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の2条を加える。

(管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る使用料の額)

第12条の2 条例第16条の3第2項に規定する1月の使用料の額は、別表第2に掲げる従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、隔月に水道メーターの検針を行う場合の料金の額について準用する。この場合において、同項中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

第12条の3 京都市特定環境保全公共下水道条例第17条の2第2項に規定する1月の使用料の額は、別表第4に掲げる従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、隔月に水道メーターの検針を行う場合の料金の額について準用する。この場合において、同項中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第4」とあるのは「別表第5」と読み替えるものとする。

第16条第5項中「別表第2」を「別表第6」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項及び第3項から前項までの規定は、隔月に汚水排出量の認定を行う場合の使用料の額について準用する。この場合において、第1項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「100立方メートル」とあるのは「200立方メートル」と、第3項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、第4項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「700円」とあるのは「1,400円」と、前項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第6」とあるのは「別表第7」と読み替えるものとする。

別表第3を別表第7とし、別表第2を別表第6とし、別表第1の次に次の4表を加える。

別表第2（第12条の2関係）

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	30立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数(以下「使用者数」という。)を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量(以下「選択された水量」という。)を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	円 119
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	167
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	188
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	206
5	4の項の規定により計算して得た水量を超える部分	218

別表第3（第12条の2関係）

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除した水量までの部分(当該控除して得た水	円 119

	量が零を下回る場合には，零とする。)	
2	1の項により計算して得た水量を超え，200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	167
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え，400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	188
4	3の項により計算して得た水量を超え，1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	206
5	4の項により計算して得た水量を超える部分	218

別表第4（第12条の3関係）

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	円 130
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え，100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	183
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え，200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	206
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え，500立方	226

	メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	
5	4の項の規定により計算して得た水量を超える部分	239

別表第5（第12条の3関係）

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	円 130
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え，200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	183
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え，400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	206
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え，1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	226
5	4の項の規定により計算して得た水量を超える部分	239

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

（上下水道局総務部お客さまサービス推進室）